

発達障害における情報機器の活用

発達障害教育では、授業や支援に情報機器やコンピュータを活用することで、学習意欲を引き出したり、注意や集中を高めたりすることが期待されます。ここでは、平成 22 年 10 月に公表された「教育の情報化に関する手引」に基づいて、具体的な支援方策の例について児童生徒の困難さや課題場面別に簡潔に示します。

読字や意味把握に困難さがある場合には、教科書準拠デジタルコンテンツや録音教材などを活用して視覚的に分かりやすくすることで、本人の語彙や理解のペースに合わせて学習させることができ、学習意欲を引き出すことができると考えられます。

また、書字の困難さがある場合には、小型のキーボード型メモ入力装置などを活用して文章を書くことへの抵抗感をなくし、楽しんで記録ができるようになることで、学習意欲を引き出すようなことが考えられます。さらに、タブレット型コンピュータなどを用いることで指やペンで書字のトレーニングを行うことも可能です。

一方、一斉指導の中で注意集中が続きにくい児童生徒や聞き取りが苦手な児童生徒の場合には、短い言葉による指示と併せて、電子黒板やデジタルカメラといった視覚支援の情報機器の活用が考えられます。高機能自閉症などがあり見通しのもちにくい児童生徒の場合には、行動や時間の見通しがもてるような情報機器を活用し、ルールやスケジュール、役割分担などを視覚的に提示して確認できるようにすることが大切です。

また、客観的な場面認識や状況把握が苦手な児童生徒の場合には、アウトラインプロセッサの活用やコンピュータによるフローチャートの作成を通じて、自他の言動を振り返ったり予測したりすることも効果があると考えられます。

国立特別支援教育総合研究所では、これらを「発達障害教育における ICT 活用による支援策」として表Ⅱ－9－4－1のようにまとめています。

なお、発達障害のある児童生徒は、個々の状態に大きな差や違いがあるため、一人一人の認知面のアセスメントを的確に行い、それぞれの状態にあった情報機器やコンピュータの活用を検討していくことが大切です。このためには発達障害教育情報センターWeb サイト (<http://icedd.nise.go.jp/>) が参考になります。